

「産業標準化及び国際標準化の動向並びに知的財産権の活用の状況に関する調査に関する省令（案）」等に対する意見

[氏 名] 一般社団法人日本知的財産協会 事務局 松本宗久
[住 所] 東京都中央区日本橋 3-9-1 日本橋三丁目スクエア 6階
[電話番号] 03-6262-5879
[電子メールアドレス] m.matsumoto@jipa.or.jp

[意見1]

・該当箇所

ガイドライン素案 P4

1. 制度の概要、2. 制度の概要

・意見内容

「……関連者（……）及び外国法人との取引（ライセンス所得に限る。）を除いた所得…」との記載は、「……関連者（……）との取引及び外国法人との取引（譲渡所得に限る。）を除いた所得……」と修正すべき。

・理由

外国法人へ譲渡した場合の譲渡所得は、税控除の対象外なので、対象所得から除くのは「ライセンス所得ではなく、外国法人から得た譲渡所得」のはずである。

また、ガイドライン素案の記載では、修正後の「(譲渡所得に限る。)」が関連者にも掛かっているようにも読めるので、そうでないことを明確にするべき。

[意見2]

・該当箇所

ガイドライン素案 P5

1. 制度の概要、2. 制度の概要、(6) 所得控除（損金算入）額の算定式の概要

・意見内容

「通算法人」「通算グループ全体」という用語は、経理部門以外だとわからない人が多いと思うので、例えば「注書き」などでの説明があるとありがたい。

・理由

意見内容のとおり。

[意見3]

・該当箇所

ガイドライン素案 P14-15

Ⅲ. 対象となる知的財産由来の所得、2. 適格ライセンス取引、(3) 知的財産由来の所得を計算する際に収益から減算する必要のある費用

・意見内容

「減算する費用は、当該年度に発生した費用」であることをガイドラインで明示していただきたい。

・理由

イノベーション拠点税制の所得控除額の計算ですが、経理的な考え方や用語などを深く知らないければ理解が難しいところ、各社の知財担当は、それに不慣れな場合が多いと思われるため、「減算する費用は、当該年度に発生した費用」であるならその旨をガイドラインにも明記いただきたい。

[意見4]

・該当箇所

ガイドライン素案 P15

Ⅲ. 対象となる知的財産由来の所得、2. 適格ライセンス取引、(3) 知的財産由来の所得を計算する際に収益から減算する必要のある費用

・意見内容

「・ライセンス取引の契約に要した費用：為替取引の途絶、送金停止、相手方企業の破産等・支払遅延等による損失を填補する保険、…」の部分につき、例えば「・ライセンス取引の契約に要した費用：保険費用（為替取引の途絶、送金停止、相手方企業の破産等・支払遅延等による損失を填補する保険の費用）、…」とする方が読み取りやすい。

・理由

保険費用に続く費用は、「・弁護士費用（……）、弁理士費用、契約締結時等事務作業の費用（……）」と、例示が括弧内で列記されているところ、保険費用だけが例示が読点（、）で並んでいるので、「為替取引の途絶」「送金停止」などが「弁護士費用（……）」などと並列的な記載となっていて読み取りづらい。

[意見5]

・該当箇所

ガイドライン素案 P15

Ⅲ. 対象となる知的財産由来の所得、2. 適格ライセンス取引、(3) 知的財産由来の所

得を計算する際に収益から減算する必要のある費用

・意見内容

「・ライセンス取引の契約に要した費用：……契約締結時の事務作業の費用」として挙げられている「契約書印刷・郵送費」「契約締結した原紙やデータの保管及び処理にかかる費用」は、管理困難であったり、算出しづらい費用である。

これらを「合理的な方法により計算」した例示を示してもらいたい。

・理由

どのレベルまで精緻な計算が求められるのか、どのレベルなら合理的な方法により計算されたものと認められるかの判断根拠が欲しい。

[意見6]

・該当箇所

ガイドライン素案 P15

Ⅲ. 対象となる知的財産由来の所得、2. 適格ライセンス取引、(3) 知的財産由来の所得を計算する際に収益から減算する必要のある費用

・意見内容

「・対象知的財産の関連費用：知的財産の税務上の減価償却費」とあるが、この減価償却費は、知的財産を資産として計上している場合のみ関係するのであれば、「知的財産を資産として計上している場合においては、その税務上の減価償却費」とするなど、経理に詳しくない知的財産部門の担当者でも理解し易い記載にしていただけると有難い。

・理由

上記意見内容に記載した通り。

[意見7]

・該当箇所

ガイドライン素案 P14-15

Ⅲ. 対象となる知的財産由来の所得、2. 適格ライセンス取引、(3) 知的財産由来の所得を計算する際に収益から減算する必要のある費用

・意見内容

「・対象知的財産の関連費用：……、対象知的財産の共同発明者への支払い費用」の部分につき、例えば「・対象知的財産の関連費用：……、対象知的財産が第三者との共有のものを受け取ったライセンス所得の一部を共有者に分配する費用」などとするべき。

・理由

「共同発明者」は、知的財産の「共有者」とは別概念であり、ライセンス所得の分配を受

けるのは「共有者」である。

また、「共同発明者」を「共有者」に改めて「共有者への支払い費用」との記載だと、何を根拠とした支払いであるかが不明確で正しく読み取りができない。

[意見 8]

・ 該当箇所

ガイドライン素案 P15

Ⅲ. 対象となる知的財産由来の所得、2. 適格ライセンス取引、(3) 知的財産由来の所得を計算する際に収益から減算する必要のある費用

・ 意見内容

「・AI 関連のプログラムの著作物の維持管理等費用：」で挙げられている「サーバーの利用費用」は、管理困難で、算出しづらい費用である。

これらを「合理的な方法により計算」した例示を示してもらいたい。

・ 理由

どのレベルまで精緻な計算が求められるのか、どのレベルなら合理的な方法により計算されたものと認められるかの判断根拠が欲しい。

[意見 9]

・ 該当箇所

ガイドライン素案 P15

Ⅲ. 対象となる知的財産由来の所得、2. 適格ライセンス取引、(3) 知的財産由来の所得を計算する際に収益から減算する必要のある費用

・ 意見内容

「・AI 関連のプログラムの著作物の維持管理等費用：」で挙げられている「AI 関連のプログラムの著作物のメンテナンス費用 (バグ対応等)」、「AI 関連のプログラムの著作物を使用するための顧客への Q&A 対応費用」、「アップデート費用 (AI 関連ではない機能の追加、UI/UX 改善等の研究開発を伴わない改良)」は、これらに要する人件費のみを指すのか、人件費以外も含めるのかを明確に示してもらいたい。

ここで、人件費以外も含む概念である場合は、どこまでの費用を含める必要があるかを明確に示してもらいたい。

また、これらの費用は、管理困難であったり、算出しづらい費用であるため、これらを「合理的な方法により計算」した例示を示してもらいたい。

・ 理由

どのレベルまで精緻な計算が求められるのか、どのレベルなら合理的な方法により計算

されたものと認められるかの判断根拠が欲しい。

[意見10]

・該当箇所

ガイドライン素案 P14-15

Ⅲ. 対象となる知的財産由来の所得、2. 適格ライセンス取引、(3) 知的財産由来の所得を計算する際に収益から減算する必要のある費用

・意見内容

減算する費用として挙げられている「・対象知的財産の関連費用：……」が、税控除の対象となるライセンス収入のみならず、当該知財の自己実施による収益にも寄与している場合についても、「合理的な計算」の例示を挙げていただきたい。

・理由

今般施行のイノベーション拠点税制の対象には「自己実施による収益」は含まれていないが、「対象知的財産の関連費用」は、「自己実施による収益」にも寄与しているはずであるところ、現ガイドライン素案のままであると、それを無視することを求めているように読めてしまう。

[意見11]

・該当箇所

ガイドライン素案 P15

Ⅲ. 対象となる知的財産由来の所得、2. 適格ライセンス取引、(4) 合算及び繰越しの考え方

・意見内容

「……適格ライセンス取引のうち、所得がマイナスになるものがある場合も、……」とあるのを例えば「……適格ライセンス取引のうち、所得がマイナスになるものがある場合（ライセンス所得よりも減算する費用の方が大きい場合）も、……」とする方がわかりやすい。

・理由

「所得がマイナスになる」という記載だけだと、具体的にどのような状態かを理解しづらい。

[意見12]

・該当箇所

ガイドライン素案 P24-25

Ⅲ. 対象となる知的財産由来の所得、5. 適格譲渡取引、(3) 知的財産由来の所得を計算する際に収益から減算する必要のある費用等

・意見内容

「減算する費用は、当該年度に発生した費用」であることをガイドラインで明示していただきたい。

・理由

イノベーション拠点税制の所得控除額の計算ですが、経理的な考え方や用語などを深く知っていなければ理解が難しいところ、各社の知財担当は、それに不慣れな場合が多いと思われるため、「減算する費用は、当該年度に発生した費用」であるならその旨をガイドラインにも明記いただきたい。

[意見13]

・該当箇所

ガイドライン素案 P24

Ⅲ. 対象となる知的財産由来の所得、5. 適格譲渡取引、(3) 知的財産由来の所得を計算する際に収益から減算する必要のある費用等

・意見内容

「・譲渡取引の契約に要した費用：為替取引の途絶、送金停止、相手方企業の破産等・支払遅延等による損失を填補する保険、…」の部分につき、例えば「・譲渡取引の契約に要した費用：保険費用（為替取引の途絶、送金停止、相手方企業の破産等・支払遅延等による損失を填補する保険の費用）、…」とする方が読み取りやすい。

・理由

保険費用に続く費用は、「・弁護士費用（……）、弁理士費用、契約締結時等事務作業の費用（……）」と、例示が括弧内で列記されているところ、保険費用だけが例示が読点（、）で並んでいるので、「為替取引の途絶」「送金停止」などが「弁護士費用（……）」などと並列的な記載となっていて読み取りづらい。

[意見14]

・該当箇所

ガイドライン素案 P24-25

Ⅲ. 対象となる知的財産由来の所得、5. 適格譲渡取引、(3) 知的財産由来の所得を計算する際に収益から減算する必要のある費用等

・意見内容

「・譲渡取引の契約に要した費用：……契約締結時の事務作業の費用」として挙がっている

る「契約書印刷・郵送費」「契約締結した原紙やデータの保管及び処理にかかる費用」は、管理困難であったり、算出しづらい費用である。

これらの「合理的な方法により計算」した例示として、Ⅲ. 2. (3) を引用してもらいたい。

・理由

どのレベルまで精緻な計算が求められるのか、どのレベルなら合理的な方法により計算されたものと認められるかの判断根拠が欲しい。

[意見15]

・該当箇所

ガイドライン素案 P25

Ⅲ. 対象となる知的財産由来の所得、5. 適格譲渡取引、(3) 知的財産由来の所得を計算する際に収益から減算する必要のある費用等

・意見内容

「・対象知的財産の関連費用：……、対象知的財産の共同発明者への支払い費用」の部分につき、例えば「・対象知的財産の関連費用：……、対象知的財産が第三者との共有のもので受け取った譲渡所得の一部を共有者に分配する費用」などとするべき。

・理由

「共同発明者」は、知的財産の「共有者」とは別概念であり、譲渡所得の分配を受けるのは「共有者」である。

また、「共同発明者」を「共有者」に改めて「共有者への支払い費用」との記載だと、何を根拠とした支払いであるかが不明確で正しく読み取りができない。

[意見16]

・該当箇所

ガイドライン素案 P25

Ⅲ. 対象となる知的財産由来の所得、5. 適格譲渡取引、(3) 知的財産由来の所得を計算する際に収益から減算する必要のある費用等

・意見内容

「・対象知的財産の税務上の簿価」につき、対象となる知的財産を資産として計上していた場合においては、未償却の残額がこれにあたる旨の説明を加えていただくなど、経理に詳しくない知的財産部門の担当者でも理解し易い記載にさせていただくと有難い。

・理由

上記意見内容に記載した通り。

[意見 17]

・ 該当箇所

ガイドライン素案 P25

Ⅲ. 対象となる知的財産由来の所得、5. 適格譲渡取引、(3) 知的財産由来の所得を計算する際に収益から減算する必要のある費用等

・ 意見内容

この「適格譲渡取引」の項では「・その他費用：譲渡取引に付随するノウハウ等に係る費用」と書かれているのに対し、ガイドライン素案 P15 の「適格ライセンス取引」のところでは、「ノウハウ等にかかる費用：ライセンス取引に付随するノウハウ等の提供に係る人件費」となっている。

同じ考え方をとるのであれば、ガイドラインの記載も揃えるべきと考える。

・ 理由

上記意見内容に記載した通り。

[意見 18]

・ 該当箇所

ガイドライン素案 P24-25

Ⅲ. 対象となる知的財産由来の所得、5. 適格譲渡取引、(3) 知的財産由来の所得を計算する際に収益から減算する必要のある費用等

・ 意見内容

減算する費用として挙げられている「・対象知的財産の関連費用：……」が、税控除の対象となる譲渡収入のみならず、当該知財の自己実施による収益にも寄与している場合についても、「合理的な計算」の例示を挙げていただきたい。

・ 理由

今般施行のイノベーション拠点税制の対象には「自己実施による収益」は含まれていないが、「対象知的財産の関連費用」は、「自己実施による収益」にも寄与しているはずであるところ、現ガイドライン素案のままであると、それを無視することを求めているように読めてしまう。

[意見 19]

・ 該当箇所

ガイドライン素案 P25

Ⅲ. 対象となる知的財産由来の所得、5. 適格譲渡取引、(4) 合算及び繰越しの考え方

・意見内容

「……適格譲渡取引のうち、所得がマイナスになるものがある場合も、……」とあるのを例えば「……適格譲渡取引のうち、所得がマイナスになるものがある場合（譲渡所得よりも減算する費用の方が大きい場合）も、……」とする方がわかりやすい。

・理由

「所得がマイナスになる」という記載だけだと、具体的にどのような状態かを理解しづらい。

[意見20]

・該当箇所

ガイドライン素案 P30

Ⅳ. 自己創出比率、2. 研究開発費の額（分母）の計算方法、(2) 直接関連する研究開発費の額を計算する

・意見内容

「この場合の研究開発費の額は、……「研究開発費等に係る会計基準」に従って算出した研究開発費……」と説明されているが、経理に詳しくない知的財産部門の担当者にとっては「研究開発費等に係る会計基準」とだけ書かれても理解が出来ない。

本ガイドラインで「研究開発費等に係る会計基準」についても説明いただくか、「研究開発費等に係る会計基準」の出典など、それを理解するための説明をお願いしたい。

・理由

上記意見内容に記載した通り。

[意見21]

・該当箇所

ガイドライン素案 P30

Ⅳ. 自己創出比率、2. 研究開発費の額（分母）の計算方法、(2) 直接関連する研究開発費の額を計算する

・意見内容

「子会社等（税法上の「関連者」）から……独立企業間価格で行われたものと解されることとなります。」が唐突に説明されていて、その意図がわかりづらい。

この部分の記載の前提として「法令上、研究開発費には外部委託した費用や研究開発において用いられた第三者（子会社等（税法上の「関連者」）を含む）から適格特許権等についてライセンスを借受け又は譲受けたものの対価を含める」旨の説明が欲しい。

・理由

上記意見内容に記載した通り。

[意見 2 2]

・該当箇所

ガイドライン素案 P30

IV. 自己創出比率、2. 研究開発費の額（分母）の計算方法、（3）償却費・利子等について所要の調整を行う

・意見内容

「なお、……試験用途の検査機器等、研究開発に用いられる償却資産全てが計算上排除されているわけではありません。本税制において、こうした研究開発用の資産は、資産を取得し供用し始めた事業年度に、当該資産の取得価額を一括して計上することになっています。」と説明されている。

ここで、検査機器等は別の開発にも共用している場合が多いと考えられるが、その場合は、「合理的に按分」するのであれば、その旨の説明も加えていただきたい。

また、検査機器等の資産を供用し始めた事業年度にその検査機器の償却が既に終わっている場合は、もはや研究開発費の額から除く必要がないという理解でよいかについての説明も加えていただきたい。

・理由

上記意見内容に記載した通り。

[意見 2 3]

・該当箇所

ガイドライン素案 P30

IV. 自己創出比率、2. 研究開発費の額（分母）の計算方法、（3）償却費・利子等について所要の調整を行う

・意見内容

「また、研究開発に用いられる資産が、上記の有形資産のみならず、対象知的財産に直接関連する研究開発プロジェクトに活用される適格特許権等である場合も考えられます。この場合も、資産を供用した事業年度にその取得価額を計算に含めることとなります。」とあるが、理解が難しいので、もう少しかみ砕いた説明が欲しい。

・理由

ここにある「適格特許権等」は、「自らが保有する適格特許権等」のみのことを指すのか、

それとも、他の者からライセンスの借受け又は譲受けた「適格特許権等」のみのことを指すのかが読み取りづらい。

また、「この場合も、資産を共用した事業年度にその取得価額を計算に含めることとなります」とは、「この場合も、……その取得価額を一括して計算に含める」と解釈して読み取るのか。

「対象知的財産に係る研究開発に供した資産であれば、有形資産、無形資産を問わず、その償却費は研究開発費から除き、その取得金額を研究開発費の額として供用を開始した事業年度に一括して計上するものである」との説明を加えていただくなどの検討もお願いしたい。

[意見 2 4]

・ 該当箇所

ガイドライン素案 P30

IV. 自己創出比率、2. 研究開発費の額（分母）の計算方法、（3）償却費・利子等について所要の調整を行う

・ 意見内容

ガイドライン素案の P33 以降に自己創出比率計算の具体例が説明されているが、何れも典型的な（簡単な）ケースばかりであって、いちばん知りたいところである「（3）償却費・利子等についての所定の調整を行う」部分の計算の参考にならない。

理解を容易にするために「償却費・利子等について所要の調整」を行う具体例を数多く挙げていただきたい。

・ 理由

上記意見内容に記載した通り。

[意見 2 5]

・ 該当箇所

ガイドライン素案 P31

IV. 自己創出比率、3. 適格研究開発費の額（分子）の算出方法、（1）対象知的財産に直接関連する研究開発費の額のうち、主に国内で自ら行った部分を特定する、①他の者から適格特許権等について独占的なライセンスの借受け又は譲受けの費用

・ 意見内容

「他の者から、適格特許権等について独占的なライセンスの借受け又は譲受けたりしたものを利用して対象知的財産を創出した場合には、……」との記載は、「他の者から、適格特許権等について独占的なライセンスの借受け又は譲受けたりしたものを利用して対象知

的財産を創出する開発をした場合（例えば、その開発で使った試験装置や試験方法にライセンスを借受けたり、譲受けたりした適格特許権等が使われている場合）には、……」とする方が理解がし易い。

・理由

ガイドライン素案の記載「ライセンスを借受けたり、譲受けたりしたものを利用して対象知的財産を創出した場合」だと、創出した対象知的財産が、ライセンスを借受けたり、譲受けたりした適格特許権等の「利用発明」であることを指していると誤解され易い。

[意見 2 6]

・該当箇所

ガイドライン素案 P31

IV. 自己創出比率、3. 適格研究開発費の額（分子）の算出方法、（1）対象知的財産に直接関連する研究開発費の額のうち、主に国内で自ら行った部分を特定する、①他の者から適格特許権等について独占的なライセンスの借受け又は譲受けの費用

・意見内容

「適格特許権等の借受け又は……その際には、適格特許権等の借受け又は譲受けに対する対価が、契約書において明確である場合は、その対価部分を適格研究開発費から除くこととなります。もし、適格特許権等の借受け又は譲受けに対する対価が明確でない場合は、その取引によって発生する研究開発費の額を適格研究開発費の額の計算から除くこととなります。」とあるが、「……対価が明確でない場合は、その取引によって発生する対価の全額を適格研究開発費の額の計算から除く……。」とする方が読み取り易いのではないか。

・理由

上記意見内容に記載した通り。

[意見 2 7]

・該当箇所

ガイドライン素案 P35-36

IV. 自己創出比率、4. 自己創出比率計算の具体例、（3）国内子会社等に委託する場合

・意見内容

「中央研究所を子会社等として有しており、その中央研究所に研究開発を委託する場合については、自己創出比率の計算上、実質的に「国内で自ら」行った場合と同等であると考えられるため、この委託研究開発費は適格研究開発費の額に含めることとなります。

なお、その場合であっても、全ての研究開発活動が子会社等でされている場合や、特許出願を国内子会社等で行い、子会社等の名義で登録された特許権を譲り受けた場合は、対象知

的財産としての要件である「国内で自ら」開発されたことにならないため、本税制の適用を受けることができないことに留意が必要です。」との説明に違和感がある。

・理由

研究開発の一部を国内子会社に委託している場合は、子会社への委託研究開発費も分母に含めるのに（「国内で自ら」ではないのに分母に含めるのに）、全てを子会社に委託している場合は「国内で自ら」ではないので適用外、というのは考え方に一貫性がなく、理屈も通らないのではないかと。

[意見28]

・該当箇所

ガイドライン素案 P35-36

IV. 自己創出比率、4. 自己創出比率計算の具体例

・意見内容

今回のイノベーション拠点税制では、自己創出比率の計算がいちばんややこしいポイントであると考えます。

ガイドライン素案の P33 以降に自己創出比率計算の具体例が説明されているが、どれも典型的な（簡単な）ケースばかりであって、わかりづらい部分を理解する助けにはならない。

事例で明らかにしてもらいたいものとして、分子の「適格研究開発費」を計算するにあたり、分母の「研究開発費」から減ずる

・「①他の者から適格特許権等について独占的なライセンスの借受け又は譲受けの費用」のいくつかのバリエーションの具体例（例えば、ライセンス料の支払い方法のバリエーション（一時金のみ、ランニングのみ、一時金とランニングの組合せ）毎の具体例）

・「②アウトソーシングした場合の費用」のいくつかのバリエーションの具体例を出来るだけ多く挙げてもらいたい。

・理由

上記意見内容に記載した通り。

[意見29]

・該当箇所

ガイドライン素案 P42

V. 経産省による証明書の交付手続きについて、3. AI 関連プログラム著作物に係る確認事項、提出書類及び保管書類

・意見内容

「……プログラムの製作又は改良の完了を社内的に決定した日が令和6年4月1日以後

であることを確認します。」との説明だと、完了した日を会社の裁量で自由に決められるように感じる。

「…完了を社内的に決定した日をプログラムの製作又は改良の完了日と推定し、その完了日が令和6年4月1日以後であることを確認します。」などの記載の方がよいのではないか。

・理由

上記意見内容に記載した通り。

[意見30]

・該当箇所

ガイドライン素案 P42

V. 経産省による証明書の交付手続きについて、3. AI 関連プログラム著作物に係る確認事項、提出書類及び保管書類

・意見内容

「様式2のプログラム名、プログラムを製作した日、プログラムの概要、プログラムの用途、AI 技術をどのように活用しているのか、」の「AI 技術をどのように活用しているのか」だと、具体的にどのような内容を記載することが求められているのかイメージできない。

これが、「製作した AI 関連ソフトウェア自体が、どのような AI 技術を使って作られたのか」という意味であるのならそのように記載する方が理解し易い。

・理由

上記意見内容に記載した通り。

[意見31]

・該当箇所

ガイドライン素案全般

・意見内容

今回のイノベーション拠点税制のガイドラインは、用語の使い方や説明の前提としている基本理解のレベル感が経理部門の担当者など、経理の専門家の視点で書かれているように見受けられる点多々存在し、知的財産部門の担当者にとっては、非常に理解が難しい。

また、理解を助けるための具体例の説明もケーススタディ的な具体例に即したものでなく、文章の説明をそのまま図示するレベルに留まり、理解を助けるのに役立つものが少ないのが残念である。

また、今回のイノベーション拠点税制の税控除を受けるためには、ガイドライン素案の P14-15 や P24-25 で説明されている「知的財産由来の所得を計算する際に収益から減産す

る必要のある費用」や、ガイドライン素案の P29-32 で説明されている「研究開発費の額（分母）」、「適格研究開発費の額（分子）」を明らかにするために、予算管理（予算実績管理）のやり方のところから変えていく必要がある会社も多いのではないかと想像する。

これらの課題を乗り越えて、今回のイノベーション拠点税制が企業に積極的に利用され、それを通じて日本企業の競争力が高まる結果につながるように、本ガイドラインを早急に完成いただくとともに、日本各地でガイドラインの説明会や質疑応答の場を数多く開催いただくと共に、各企業からの個別相談や質問に答えていただく体制の整備などもお願いしたい。

以上